

等の期間制限について、納税者が指定された期限までに必要な資料を提示・提出せず、外国税務当局に対して情報交換(資料の入手および提供)

の要請が行われた場合、租税条約等の相手国等に対して情報提供要請に係る書面が発せられた日から3年間、更正・決定が可能となる(通則)

法71、72)。改正は、2020年4月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用される(図表19)。

対する新型コロナウイルスへの税務執行の対応が別途図られている。以下では、新型コロナウイルスに関連する特例法等による税制措置について解説を行う。

(1) 令和2年3月31日閣議(2020年3月31日内閣府)

第4章

納税・徴収の猶予、欠損金の繰戻し還付等 コロナ禍対応の税制措置の 実務ポイント

【この章のエッセンス】

● 新型コロナウイルスの影響により2020年2月以降の事業収入が20%以上減少し、納税が困難である事業者等に対して納税猶予の特例が設けられ、2020年6月30日、または、納期限までの申請により、1年間の納税の猶予が認められる特例が設けられた。

● 資本金の額が10億円以下の法人についても、2020年2月1日から2022年1月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額について、繰戻還付の制度が認められる特例が設けられた。

● 中小企業経営強化税制の対象にテ

レワーク等のためのデジタル化設備が追加され、中小事業者等に適用される固定資産税の減免措置について、対象資産が拡充された。

はじめに

新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナウイルス」という)の拡大に伴う、「未曾有の経済危機を克服する対策のとりまとめ」⁽¹⁾として、政府は

2020年4月20日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ(以下、「緊急経済対策」という)を閣議決定し(4月7日閣議決定、4

月20日変更の閣議決定)、令和2年度補正予算案についても同日に概算の変更の閣議決定が行われた。

緊急経済対策の関連法(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律)(以下、「特例法」という)および「地方税法等の一部を改正する法律」、以下、あわせて「特例法等」というは、2020年4月30日に成立し(令和2年度補正予算も成立)、同日に公布・施行された。

特例法等における税制措置は、新型コロナウイルスの経済的影響を受ける個人や中小企業への支援を中心としたものだが、法令の解釈の明確化等の措置により、大企業も含めた納税者に

緊急経済対策と税制措置

緊急経済対策では、財政・金融・税制といったあらゆる政策手段を総動員することにより、思い切った規模の経済対策を、2つのフェーズ(第1は、感染症拡大の収束に目途がつくまでの間の「緊急支援フェーズ」、第2は、収束後の反転攻勢に向けた需要喚起と社会変革の推進、いわゆる「V字回復フェーズ」)を意識し、5つの柱(①感染拡大防止策と医療提供体制の整備および治療薬の開発、②雇用の維持と事業の継続、③次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、④強靱な経済構造の構築、⑤今後への備え)に沿って施策を戦略的に実行するとしている。緊急経済対策の経済効果は、総額で117.1兆円⁽²⁾程度の事業規模(財政支出は48.4兆円程度)と見込まれ、リーマンショック後の2009

年4月経済危機対策(事業規模で5・8兆円、財政支出で15・4兆円)を超える過去最大の規模となっている。

緊急経済対策の緊急支援フェーズにおける「雇用の維持と事業の継続」は、感染症およびその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずることを盛り込んでおり、時限的な特例措置として特例法等の立法化が図られたのである。

(2) 「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(2019年12月5日閣議決定)の総合経済対策分19・8兆円「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の第1弾(2020年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)および第2弾(2020年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に係る2・1兆円を含む。

特例法等による 税制措置の概要

特例法等では、新型コロナウイルスおよびその蔓延防止のための措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るため、①感染拡大防止のための措置に起因した事業者の収入の急減への対応、②厳しい経営環境にある中小事業者等への対応、③政府の自粛要請を踏まえた、文化芸術・スポーツイベントの中止等した主催者への対応として、図表20のような国税および地方

税の改正が行われ、特例を定めている。特例法等は経過措置規定の適用となるものを除き、施行日(2020年4月30日)から施行される。

(図表20) 特例法等による税制措置

国税通則法関連	・納税の猶予の特例(国税)、徴収の猶予の特例(地方税)
中小企業関連	・大規模法人等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付(国税) ・テレワーク等のための中小企業の設備投資税制(中小企業経営強化税制の拡充)(国税) ・中小事業者等が所有する償却資産および事業用家屋に係る固定資産税および都市計画税の軽減措置 ・生産性向上特別措置法に規定する先端設備等取得に係る固定資産税の特例措置の拡充
個人所得税関連	・指定行事の中止等により生じた払戻請求権を放棄した場合の寄附金控除または所得税額の特別控除の特例(国税、住民税) ・住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(住宅ローン控除)の特例(国税、住民税) ・給付金の非課税等(国税、住民税)
消費税関連	・消費税の納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例
その他の間接税	・特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税 ・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長 ・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

国税通則法関連の措置 (納税・徴収の猶予制度の特例)

新型コロナウイルスの影響により2020年2月以降の収入に相当の減少があり、納税が困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞税なしで1年間納税を猶予する特例が設けられた。現行の国税通則法では、災害等により納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合の納税猶予(「相当な損失を受けた場合の納税の猶予」、通則法46①)と、災害その他やむを得ない理由に基づき、国税を一時に納付することができない場合の納税猶予(「通常の納税の猶予」、通則法46②)が制度として設けられている(その他に、確定手続等が遅延した場合の納税の猶予(通則法46③)、租税特別措置法による猶予制度もある)。相当な損失を受けた場合の納税の猶予は、延滞税が免除され、担保も不要とされている点で、通常の納税の猶予制度に比して納税者に便宜が図られている。

特例法等では、新型コロナウイルスの影響による収入減少の場合を、「相当な損失を受けた場合」に該当するものとみなす特例措置を設けている。特例措置の対象となる納税者は、①新型コロナウイルスの影響により、2020年2月1日以後に相当な事業収入の減少等がある場合に、②納期限の国税の全部または一部を一時に納付することが困難であると認められる者である(特例法3)。本制度で、2020年2月1日から2021年1月31日までに納期限が到来する、すべての税目(印紙税等は除く)について、2020年6月30日、または、納期限(申告納付期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請を行うことにより、1年間の納税の猶予が認められる(特例法附則2)。

適用要件等の具体的な内容は、納税猶予関連通達^③に規定されている。「相当な事業収入の減少」とは、2020年2月1日以後の任意の期間(1カ月以上)の事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少している場合を指し、収入の算定には臨時的な収入である各種給付金や、新型コロナウイルスの影響を受けて対価の減免を行った場合の金額は含まれない。「一時に納付することが困難」な状況は、今後6カ月間の運転資金等を考慮して判断される。延納

(図表21) 現行制度および特例法による納税猶予制度

	現行制度		特例法による措置
	通常の納税の猶予	相当な損失を受けた場合の納税の猶予	
制度の概要	災害その他の理由により納付が困難と認められる場合に1年間納税を猶予	災害により財産につき相当な損失を受けた場合に1年間納税を猶予	新型コロナの影響で収入に相当の減少があった場合に2020年2月1日から2021年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について1年間納税を猶予
適用要件	災害その他の理由により納付が困難と認められる場合	災害により、納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合(納付困難の有無を問わない)	新型コロナの影響で、2020年2月1日以後における一定の期間(1カ月以上)において、収入に相当の減少(前年同期比おおむね20%以上の減少 ^(注))があった場合で、納付が困難と認められる場合
申請手続等	・申請の期限なし ・該当する事実があることおよびその該当する事実に基づきその国税を一時に納付することができない事情の詳細、当該猶予を受けようとする金額およびその期間、分割納付の方法等を記載した申請書に、当該該当する事実を証するに足りる書類、財産目録、担保の提供に関する書類その他一定の書類を添付	・災害の止んだ日から2カ月以内(ただし納期限(申告納付期限が延長された場合は延長後の期限)前)までに申請 ・相当な損失を受けたことの事実の詳細、当該猶予を受けようとする金額およびその期間その他一定の事項を記載した申請書に、当該事実を証するに足りる書類を添付	・2020年6月30日、または納期限(申告納付期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請 ・新型コロナ等の影響による事業収入の減少等の事実があることおよびその国税の全部または一部を一時に納付することが困難である事情(向こう半年間の事業資金を考慮)の詳細、当該猶予を受けようとする金額およびその期間その他の法令で定める事項を記載した申請書に、新型コロナ等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類、財産目録その他一定の書類を添付
猶予の措置	延滞税は軽減(年1.6%、ただし、納期限後延納適用までは通常の延滞税が発生)、担保が必要	延滞税は免除、担保は不要	延滞税は免除、担保は不要

(注) 国税庁2020年4月30日付け通達「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律による納税の猶予の特例の取扱いについて」

が認められる金額は納税額から、納付能力を判定した日の現預金等(今後6カ月間の運転資金を控除後の金額)を超える金額である。なお、新型コロナに伴う貸付けを受けるための手続や、新型コロナに起因するやむを得ない理由により申請が遅れた場合には期限後の申請も認められている。延納の申請にあたっては、新型コロナの影響による事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類、財産目録その他の資産および負債の状況を明らかにする書類、猶予を受けよ

うとする日前の収入および支出の実績ならびに同日以後の収入および支出の見込みを明らかにする書類等を申請書⁽⁴⁾に添付することが必要とされる(特例令2)。

特例法の延納措置は、社会保険料や地方税についても適用(地法附則59等)があるが、別途の申請が必要とされる。

収入の減少率が低いなど、特例法の猶予の要件を満たさない場合でも、現行制度による猶予制度の適用が認められることがある(図表21)。

- (3) 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律による納税の猶予の特例の取扱いについて(法令解釈通達)
- (4) 納税の猶予申請書(https://www.nta.go.jp/taxs/hozei/hoju_konnan/pdf/0020004-143_02.pdf)

中小企業関連の措置

(1) 欠損金の繰戻し還付制度の特例

現行の中小法人に係る欠損金の繰戻し還付制度(資本金が1億円以下の法人が対象)の特例として、資本金が1億円超10億円以下の法人の2020年2月1日から2022年1月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額につい

て、繰戻し還付制度の対象とする特例措置が設けられた(特例法7(9))。該当する法人は、当該期間の事業年度に生じた欠損金額をその事業年度の前年度(還付所得事業年度)に繰り戻して法人税額の還付を請求できる(算式)。

(算式) 還付金額

$$\text{還付金額} = \text{還付所得事業年度の法人税額} \times \frac{\text{欠損事業年度の所得金額}^{(注)}}{\text{還付所得事業年度の所得金額}}$$

(注) 法人が還付金額の計算の基礎として還付請求書に記載した金額および分母の金額を限度とする。

欠損金の繰戻し還付制度は国税についてのみ存在し、地方税については適用がないことは現行の制度どおりである(還付された法人税について、繰越控除の対象とされる)。

なお、対象法人からは大規模法人および大規模法人の100%子法人は除外される(特例法7)⁽⁵⁾。

還付請求を行う場合は欠損金額の生じた事業年度の確定申告書の申告期限までに還付請求書を提出する必要がある。ただし、2020年2月1日以後終了事業年度で、確定申告書を2020年7月1日前に提出し

(図表22) 新型コロナによる災害損失欠損金

災害損失欠損金に該当する例	災害損失欠損金に該当しない例
<ul style="list-style-type: none"> ・飲食業者等の食材(棚卸資産)の廃棄損 ・感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損 ・施設や備品などを消毒するために支出した費用 ・感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用 ・イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損 	<ul style="list-style-type: none"> ・客足が減少したことによる売上減少額 ・休業期間中に支払う人件費 ・イベント等の中止により支払うキャンセル料、会場借上料、備品レンタル料

(出所) 「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」をもとに筆者作成

た法人(本制度の対象とならない法人を除く)のその各事業年度において生じた欠損金額については、還付請求書の提出期限(特例法附則4、5)は2020年7月31日となっている。

なお、本制度の対象とならない法人についても、新型コロナの影響による災害損失が生じた場合には、災害損失欠損金の繰戻し還付制度(法人の規模を問わない)を適用できる場合がある。災害損失欠損金の繰戻し還付は中間決算においても適用が

(図表23) 中小企業経営強化税制の対象となる固定資産

類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)	デジタル化設備(C類型)
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御のいずれかに該当する設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置 ・測定工具および検査工具 ・器具備品 ・建物附属設備 ・ソフトウェア(情報収集機能および分析・指示機能を有するもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置 ・工具 ・器具備品 ・建物附属設備 ・ソフトウェア 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置 ・工具 ・器具備品 ・建物附属設備 ・ソフトウェア

(出所) 財務省作成資料をもとに作成

でき、前2年度(白色申告の場合は前1年度)に繰戻して法人税額の還付を請求できる(図表22)。

(5) ①大規模法人(資本金の額または出資金の額が10億円を超える法人、保険業法に規定する相互会社、②大規模法人との間にその大規模法人による完全支配関係がある普通法人、③複数の完全支配関係がある大規模法人に発行済株式等の全部を直接または間接に保有されている普通法人、④投資法人、⑤特定目的会社

(2) **テレワーク等のための中小企業の設備投資税制**

雇用の維持と事業の継続のため、中小企業経営強化税制の拡充とし

て、テレワーク等のための設備投資減税措置が導入された。中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた一定の中小企業者等⁽⁶⁾が、2021年3月31日までの期間内に、経営力向上計画の特定経営力向上設備等の取得等をして指定事業の用に供した場合に、即時償却または税額控除(7%、資本金が3,000万以下の法人は10%)を認める投資減税措置である(図表23)。

中小企業等経営強化法施行規則の改正(2020年4月30日)により、施行日(2020年4月30日)以後に認定されたデジタル化設備(C類型)が税制措置の対象に含められた。デジタル化設備は、遠隔操作、可視化、自動制御のいずれかに該当する投資計画を達成するために必要不可欠な設備投資計画を達成するために必要不可欠な設備である(中小企業等経営強化法施行規則16)。

(6) 資本金または出資金の額が1億円以下の法人(大規模法人等の子法人、および特定除外事業者(前3事業年度の所得金額の平均額等が15億円を超える法人)を除く)、資本金または出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人協同組合等

(3) **固定資産税等の減免措置**

感染症の影響により、厳しい経営環境に直面している中小事業者等

(図表24) 固定資産税および都市計画税の減免措置

制度の概要	新型コロナの影響で事業収入割合が対前年比70%以下となる中小事業者等の固定資産税および都市計画税を減免
対象となる事業者	2020年2月から10月までの連続する3か月の期間の事業収入が、前年の同期間と比べて70%以下となる中小事業者等
対象資産	償却資産と事業用家屋
税制措置	2021年分(令和3年度分)の固定資産税および都市計画税について 事業収入割合が50%超70%以下→課税標準を50%に軽減 事業収入割合が50%以下→課税標準を零とする
申請手続等	2021年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受けて各市町村に申告(やむを得ない理由による期限後の申告も認める)

(中小企業経営強化税制の適用となる法人)に対して、償却資産と事業用家屋に係る令和3年度分の固定資産税および都市計画税の負担を軽減する措置が導入された(地法附則61)。新型コロナの影響で事業収入割合が対前年比70%以下となる中小事業者等が、2021年1月31日までに認定経営革新等支援機関等の認定を受けて各市町村に申告した場合に本制度が適用される(図表24)。

現行の先端設備等取得に係る固定

資産税の特例措置では、生産性向上特別措置法の先端設備等導入計画の認定を受けた一定の中小事業者等（中小企業経営強化税制の適用となる法人と同じ）が、2021年3月31日までの期間内に、先端設備等（機械および装置、器具および備品、工具、建物附属設備）の取得をした場合に、3年間の固定資産税の減免を認めている。

新型コロナウイルスの影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等支援する観点から、生産性向上特別措置法施行規則の改正（2020年4月30日）により、先端設備等に一定の事業用家屋および構築物が追加され、施行日（2020年4月30日）から2021年3月31日までの期間内に、認定先端設備等導入計画に従って取得をした一定の事業用家屋および構築物について、課税年度から3年間、固定資産税の特例措置の適用が認められることとなった（地法附則62）。

事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたものが、構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のものが対象である。

所得税関連の措置

(1) 寄附金控除または所得税額の特別控除の特例

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した結果、主催者に大きな損失が生じている状況を踏まえ、個人が指定行事^⑦の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の全部または一部の放棄を指定期間（2020年2月1日から2021年12月31日までの期間）内

にした場合において、放棄払戻請求権相当額または特定放棄払戻請求権相当額^⑧については、寄附金控除または所得税額の特別控除の適用が受けられることとされた（特例法5）。住民税についても同様の措置が設けられている（地法附則60）（税額控除割合は、道府県民税と市町村民税を合わせて最大10%）。

なお、入場料金等払戻請求権の行使を2020年2月1日から特例法施行日以後6カ月を経過する日までの間に行つて払戻しを受け、特例法施行日以後9カ月を経過する日までの期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたと

きは、前記の特例の適用を受けることができる（特例法附則3）。

前記の寄附金控除の適用を受けるためには、確定申告の際に、指定事業の主権者により交付された指定行事証明書のコピーと払戻請求権放棄証明書を申告書に添付することが必要とされる（特例規3）。

⑦ 不特定かつ多数の者を対象とするイベントであつて、2020年2月1日から2021年1月31日までに日本国内で開催する予定だったものであり、感染症が発生したことによる国または地方公共団体からの行事の中止、延期またはその規模の縮小の要請を受けて中止もしくは延期またはその規模の縮小を行った行事であると認められるものとして、文部科学大臣が指定するもの。

⑧ 放棄払戻請求権相当額および特定放棄払戻請求権相当額は、20万円を上限とする。

(2) 住宅ローン控除の特例

新型コロナウイルスの影響による住宅建設の遅延等により、2020年12月31日までに居住の用に供することができなかつた場合等についても、一定の要件を満たすときは、期限内に居住の用に供したものと扱う、適用要件の弾力化措置が特例法等で設けられた（特例法6、地法附則61）。本制度の適用を受けるためには、入居が遅れたことを証する書類（入居時期に関する申告書兼証明書）を確定申告書に添付する必要がある（図表25）。

(3) 給付金の非課税等

特別定額給付金および子育て世帯

(図表25) 住宅ローン控除の特例

住宅ローン減税制度	住宅の新築取得等で特例取得に該当する住宅ローン控除（13年）	中古住宅（特例増改築等を行う既存住宅、要耐震改修住宅）の取得に係る住宅ローン控除
新型コロナウイルスの影響による入居等の遅延	特例取得をした家屋を2020年12月31日までにその者の居住の用に供することができなかつた場合	中古住宅（特例増改築等を行う既存住宅、要耐震改修住宅）の取得の日から6カ月以内に居住の用に供することができなかつた場合
住宅ローン控除の適用要件	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの影響によって取得した住宅への入居が遅延。 取得等の契約が一定期間までに行われていない（新築の場合は2020年9月末、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合は2020年11月末まで）。 取得した住宅を2021年1月1日から12月31日までの間にその者の居住の用に供している。 	<ul style="list-style-type: none"> 取得後に増改築等を行った中古住宅への入居が、新型コロナウイルスの影響によって遅延。 増改築等の契約が、中古住宅取得の日から5カ月以内または特例法施行日（2020年4月30日）から2月以内までに行われている。 増改築等を行った中古住宅を2021年12月31日まで（増改築等の日から6カ月以内）にその者の居住の用に供している。

臨時特別給付金については所得税、住民税が非課税とされ、当該給付金受給の権利については国税の滞納処分による差押えができないこととされた（特例法4）。

消費税関連の措置

新型コロナウイルスの影響で2020年2月1日以後の事業収入が著しく減少した事業者において、当該減少のあった課税期間以後の課税期間について、事業者免税点制度を適用することまたは不適用とすることが必要となった場合において、申請書の提出により税務署長の承認を受けたときは、課税事業者選択届出書等を本来の期限までに提出したものとみなす等の特例措置が設けられた(特例法10)。

現行制度では、消費税の課税選択等については、課税期間の開始前に届出が必要とされており、2年間の継続適用となる。

特例法では、2020年2月1日から2021年1月31日までの期間(特例法施行後に申告期限が到来する課税期間に限る)のうち、一定期間(1カ月以上の任意の期間)の事業収入が著しく減少(前年同期比おおむね50%以下)した事業者について、課税期間開始後の申請により課税事業者選択、または課税事業者選択の取りやめを認めることとし、当該選択等に係る2年間の継続適用を課さ

(図表26) 課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

制度の概要	新型コロナウイルスの影響で事業収入が著しく減少した事業者の課税事業者選択届出書・課税事業者選択不適用届出書の提出期限の特例を整備
対象となる事業者	2020年2月1日から2021年1月31日までの期間(特例法施行後に申告期限が到来する課税期間に限る)のうち、一定期間(1カ月以上の任意の期間)の事業収入が著しく減少(前年同期比おおむね50%以下)した事業者
税制措置	2020年2月1日以後、2021年1月31日までの期間内の日を含む課税期間以後の課税期間について ・課税期間の開始後の申請により承認を受けた場合は、課税事業者選択、または課税事業者選択不適用の届出を課税期間開始前に提出したものとみなす ・課税選択等を行った場合の、2年間の継続適用を不要とし、翌課税期間に適用を取り止めることを認める
申請手続等	課税期間の申告期限までに申請書 ^(注) を提出し、税務署長の個別の承認を得ることが前提

(注) https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/0020004-129/pdf/sinsei_1.pdf
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/0020004-129/pdf/sinsei_2.pdf

ないこととする特例を設けている(特例令7)。
 2020年6月期(2019年7月1日から2020年6月30日の課税期間)が免税事業者に該当し、事業収入が著しく減少した場合に、2020年8月末までに申請(課

税事業者選択)を行うことにより、2020年6月期の確定申告において、消費税の還付(仮払消費税額が仮受消費税額を超える額)を受けることが可能になる(図表26)。

その他の間接税関連の措置

新型コロナウイルスによりその経営に影響を受けた事業者に対して、公的貸付機関等⁽⁹⁾や民間金融機関等⁽¹⁰⁾が行う特別貸付に係る契約書で、特定日(2021年1月31日)までに作成されたものについて、印紙税が非課税とされる(特例法11)。なお、特例法施行日(2020年4月30日)前に作成され、すでに印紙税が納付されている場合は還付が行われる(特例法附則6)。

2019年10月1日から2020年9月30日までの間に取得した自家用乗用車(新車・中古車)については、自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減されているが、特例法等により適用期限を6カ月延長し、2021年3月31日までに取得したものも対象とする(地法附則12の2の10、12の2の12、29の8の2、29の18)。

耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置により、耐震基準に適合既存住宅について、その取得の日から6カ月以内に耐震改修を行い、耐震基準に適合することにつき証明を受け、かつ、入居した場合に、不動産取得税が減額される措置が設けられている。特例法等により、対象住宅をその取得の日から6カ月以内に居住の用に供することができない場合も、要耐震改修住宅の取得に係る住宅ローン控除特例措置の適用要件と同様の要件を満たす場合に、不動産取得税の特例措置の対象とされる(地法附則60)。

(9) 地方公共団体、(株)日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫など
 (10) 銀行、信用金庫、信用協同組合など

荒井 優美子(あらい・ゆみこ)
 PwC税理士法人
 タックス・ディレクター
 税理士・公認会計士
 1996年中央クーパース・アンド・ライブラント国際税務事務所(現在のPwC税理士法人)へ入所、組織再編等の分野でコンサルティングに従事。
 主な著書に『企業組織再編税制のすべて』、『事業再編税務ハンドブック』、『資本取引税務ハンドブック』(いずれも共著、中央経済社)などがある。